

## つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）12月7日（火）

発信元：つくば市 市長公室 危機管理課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

### 災害発生時に被災者へL P ガス等を供給するための 協定を締結しました



つくば市は、茨城県高圧ガス保安協会土浦支部と「災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害の発生時にL P ガス及びL P ガス資機材並びに応急対策要員を確保し、被災者にL P ガスを供給するために予め必要な事項を定め、市民生活の安定を図ることを目的としたものです。

#### 【協定名】

災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定

#### 【締結日】

令和3年11月26日（金）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、締結式は省略しました。

#### 【その他】

詳細については、別紙をご確認ください。

---

災害時におけるLPガス等供給協力  
に関する協定書

---



つ く ば 市

茨城県高圧ガス保安協会土浦支部

## 災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定書

つくば市（以下「甲」という。）と茨城県高圧ガス保安協会土浦支部（以下「乙」という。）は、次のとおり液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）及び応急対策用資機材（以下「資機材」という。）並びに応急対策要員（以下、「要員」という。）の確保に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲がL P ガス及びL P ガス資機材の調達並びに要員の確保について、協力を要請するために必要な事項を定め、被災者にL P ガスを供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害の発生等に伴い、L P ガス、資機材並びに要員の確保の必要があると認めるときには、乙に対し、その調達を要請することができる。

2 L P ガス及び資機材の調達に際し、設置工事を伴う場合は、乙は甲の確認を得た上で設置を実施するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合、可能な限り速やかに要請に対して協力するものとする。

2 甲は、L P ガスを必要とする施設の中で、災害時にL P ガス供給の緊急度が高い施設の所在を確認し、供給の優先順位を定めた上で、乙に事前に伝達しておくこととする。

3 甲は、円滑な情報収集及び、L P ガスの早期供給体制の構築を目的として、必要に応じ、災害時において乙が、甲の設置する災害対策本部が設置されている施設内に常駐できるような体制を整えることとする。

### （要請手続）

第4条 甲がL P ガスの供給要請を行う際は、次の事項を明らかにして物資供給要請書（様式第1号）をもって、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で申し出を行い、事後に要請書を提出するものとする。

- （1）L P ガス、資機材等の品名及び数量
- （2）L P ガス、資機材等の搬入日時及び場所

(3) その他

- 2 乙は、緊急通行車両登録が必要となる車両を把握し、事前に申請を済ませ、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

(引渡し)

第5条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引受けるものとする。

- 2 甲の確認後、乙は速やかに物資供給報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

- 2 甲は前項に基づき請求があったときには、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(LPガスの価格)

第7条 LPガスの価格は、平常時における適正な価格(運賃含む。)とし、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

(物資の備蓄)

第8条 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととする。

- 2 乙が備蓄する備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議の上、定めることとする。

(状況報告)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、随時協議を実施するものとする。

- 2 甲は、この協定に基づく調達が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙に加盟する会員等が保有するLPガス、資機材の数量について、報告を求めることができる。

(訓練)

第10条 甲は、この協定が円滑に機能するため、甲の実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から、令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに、甲・乙のいずれからこの協定の解除または変更について意思表示がないときは、さらに 1 年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

令和 3 年 11 月 26 日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市長 五十嵐立青

乙 茨城県かすみがうら市下稲吉 2 6 7 1 番地 5  
茨城県高圧ガス保安協会土浦支部

土浦支部長 鈴木正人